

新型コロナウイルス感染症に係る市公共施設等の扱いについて【1月14日から2月7日まで】

(注) 1月14日から2月7日までの市公共施設等の扱いについては、下記のとおりとしますが、**今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等に応じ、扱いをさらに大きく変更する場合があります**ので、詳しくは下記の間合わせ先までご連絡ください。なお、**市民の皆様には、不要不急のご利用を控えていただきますようお願いいたします。**

部	項目名	対応	感染予防対策 (市共通基本的事項)	感染予防対策 (施設独自事項)	間合わせ先	電話番号
総務部	市役所庁舎 会議室の 一般利用	<p>○大阪府に緊急事態宣言が発出されている期間中の会議室の利用時間については、午後8時（通常は午後10時）までとします。また、利用日が当該期間中の分の新規予約受付を中止するとともに、予約済みの方については当該期間中の利用の自粛をお願いします（予約を取り消される場合は、使用料を返還します。）</p> <p>○密集、密接を防ぐため、定員数を制限の上、会議室の利用を開始しています。（会議室703を除く。）詳細につきましては、別紙一覧表及び注意事項をご覧ください。</p> <p>（新型コロナウイルスの感染拡大状況等によっては、市の判断により、本許可を取り消すことがあります。）</p> <p>（市役所の業務は通常とおり実施しています。）</p>	<p>1 主催者の皆様は、業種別ガイドラインの遵守とともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、または名簿作成などの追跡対策の徹底をお願いします。</p> <p>2 業界団体が作成した業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策の徹底をお願いします。</p> <p>3 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府への事前相談をお願いします。</p> <p>※ お問い合わせ先【06-4397-3293（大阪府危機管理室災害対策課危機管理・国民保護グループ）】</p> <p>4 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、業種別ガイドラインの見直しや、国が収容率要件・人数上限の見直しを行った場合には、その内容に準じて対応してください。</p> <p>5 適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントについては、府として開催自粛を要請することもあります。</p> <p>（大阪府「感染拡大防止に向けた取組み」より）</p>	<p>○密集、密接対策のため、制限人数を超える人数でのご利用は遠慮いただきます。</p> <p>○利用時に利用者名簿の提出を求めます。（利用定員の確認及び感染者発生時の連絡にのみ使用）</p> <p>○使用した机や備品等は、利用者にも消毒等を実施していただきます。（消毒液を利用者に貸出し）</p> <p>○不特定多数が来場するイベントの利用は当面認めません。（密集解消ができないため）</p> <p>○消毒液を各会議室に設置</p>	総務課	06-6992-1432
市民生活部	すべての コミュニティ センター	<p>開館（開館時間を短縮）</p> <p>○大阪府に緊急事態宣言が発出されている期間中の利用時間については、午後8時（通常は午後10時）までとします。（時間短縮に伴い予約を取り消される場合は、利用料を還付します。）また、会議室等については、当該期間中は、すべての新規予約（利用日が当該期間以後の予約を含む。）の受付を中止します。</p> <p>○各センター内で、大勢の人数が滞留しないための措置を講じ、室内では近距離の会話を避け、マスク着用、手指消毒、検温、密の回避、換気等の十分な対策を講じて利用可とします。</p> <p>○ご利用の際は、万が一感染が発生した場合に備え、「大阪コロナ追跡システム（施設利用者等を把握し、感染の発生状況を一斉メール）」のQRコードへの入力又は施設利用者等の名簿への記入にご協力をお願いします。</p>	<p>5 適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントについては、府として開催自粛を要請することもあります。</p> <p>（大阪府「感染拡大防止に向けた取組み」より）</p>	<p>○入口で非接触型体温計による検温を実施させていただきます。また、手指消毒の上、入館してください。</p> <p>○窓口等において、アクリルボード、フロアーマーカーを設置しています。</p> <p>○施設の状況により利用条件の違いがあります。都度ご利用希望のコミュニティセンターにお問い合わせください。</p> <p>○可能な範囲での滞在時間の短縮をお願いします。</p>	<p>東部エリア コミュニティセンター</p> <p>庭窪 コミュニティセンター</p> <p>中部エリア コミュニティセンター</p> <p>八雲東 コミュニティセンター</p> <p>北部 コミュニティセンター</p> <p>南部 エリアコミュニティセンター</p> <p>西部 コミュニティセンター</p> <p>錦 コミュニティセンター</p>	<p>06-6902-5500</p> <p>06-6902-0580</p> <p>06-6991-0318</p> <p>06-6906-6300</p> <p>06-6906-5400</p> <p>06-6997-4120</p> <p>06-6993-1341</p> <p>06-6991-1548</p>

部	項目名	対応	感染予防対策 (市共通基本的事項)	感染予防対策 (施設独自事項)	問い合わせ先	電話番号
市民生活部	守口文化センター	<p>開館（開館時間を短縮）</p> <p>○大阪府に緊急事態宣言が発出されている期間中の利用時間については、午後6時（通常は午後9時）までとし、夜間（午後6時から午後9時まで）の利用を中止します。（時間短縮に伴い予約を取り消される場合は、利用料を還付します。）また、会議室等については、当該期間中は、すべての新規予約（利用日が当該期間以後の予約を含む。）の受付を中止します。</p> <p>○使用内容により制限をかける場合があります。</p> <p>○利用後の消毒作業にご協力をお願いします。</p> <p>○ご利用の際は、万が一感染が発生した場合に備え、「大阪コロナ追跡システム（施設利用者等を把握し、感染の発生状況を一斉メール）」のQRコードへの入力又は施設利用者等の名簿への記入にご協力をお願いします。</p> <p>○自主事業を実施する場合については、適切な感染防止策を講じた上で行います。</p>	<p>1 主催者の皆様は、業種別ガイドラインの遵守するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、または名簿作成などの追跡対策の徹底をお願いします。</p> <p>2 業界団体が作成した業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策の徹底をお願いします。</p> <p>3 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府への事前相談をお願いしています。</p>	<p>○非接触型体温計による検温を実施させていただきます。また、手指消毒の上、入館してください。</p>	守口文化センター	06-6992-1276
市民生活部	守口市民体育館	<p>開館（開館時間を短縮）</p> <p>○大阪府に緊急事態宣言が発出されている期間中の利用時間については、午後5時（通常は午後9時）までとし、夜間（午後5時から午後9時まで）の利用を中止します。（時間短縮に伴い予約を取り消される場合は、利用料を還付します。）また、体育室等については、当該期間中は、すべての新規予約（利用日が当該期間以後の予約を含む。）の受付を中止します。</p> <p>○大阪府に緊急事態宣言が発出されている期間中は、フィットネスルームの使用を休止します。</p> <p>○使用内容により制限をかける場合があります。</p> <p>○利用後の消毒作業にご協力をお願いします。</p> <p>○ご利用の際は、万が一感染が発生した場合に備え、「大阪コロナ追跡システム（施設利用者等を把握し、感染の発生状況を一斉メール）」のQRコードへの入力又は施設利用者等の名簿への記入にご協力をお願いします。</p> <p>○自主事業を実施する場合については、適切な感染防止策を講じた上で行います。</p>	<p>※ お問い合わせ先【06-4397-3293（大阪府危機管理室災害対策課危機管理・国民保護グループ）】</p> <p>4 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、業種別ガイドラインの見直しや、国が収容率要件・人数上限の見直しを行った場合には、その内容に準じて対応してください。</p> <p>5 適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントについては、府として開催自粛を要請することもあります。</p> <p>（大阪府「感染拡大防止に向けた取組み」より）</p>	<p>○非接触型体温計による検温を実施させていただきます。また、手指消毒の上、入館してください。</p>	守口市民体育館	06-6992-8201
市民生活部	もりぐち歴史館「旧中西家住宅」	<p>大阪府に緊急事態宣言が発出されている期間中は休館</p>			もりぐち歴史館「旧中西家住宅」	06-6903-3601

部	項目名	対応	感染予防対策 (市共通基本的事項)	感染予防対策 (施設独自事項)	問い合わせ先	電話番号
市民生活部	市立図書館	開館（開館時間を短縮） ○大阪府に緊急事態宣言が発出されている期間中の利用時間については、午後8時（通常は午後10時）までとします。（時間短縮に伴い予約を取り消される場合は、使用料を還付します。）また、会議室等については、当該期間中は、すべての新規予約（利用日が当該期間以後の予約を含む。）の受付を中止します。 ○使用内容により制限をかける場合があります。 ○利用後の消毒作業にご協力をお願いします。 ○ご利用の際は、万が一感染が発生した場合に備え、「大阪コロナ追跡システム（施設利用者等を把握し、感染の発生状況を一斉メール）」のQRコードへの入力又は施設利用者等の名簿への記入にご協力をお願いします。 ○自主事業を実施する場合については、適切な感染防止策を講じた上で行います。	1 主催者の皆様は、業種別ガイドラインの遵守するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、または名簿作成などの追跡対策の徹底をお願いします。 2 業界団体が作成した業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策の徹底をお願いします。 3 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府への事前相談をお願いしています。	○非接触型体温計による検温を実施させていただきます。また、手指消毒の上、入館してください。	①守口市立図書館 ②生涯学習フロア	①06-6905-3921 ②06-6115-5475
市民生活部	テレワーク オフィス (大宮)	開所	※ お問い合わせ先【06-4397-3293（大阪府危機管理室災害対策課危機管理・国民保護グループ）】	・席の間隔を空けます。 ・換気の徹底 ・消毒液の設置 ・発熱がある場合は利用許可しません。	地域振興課	06-6992-1490
市民生活部	大日 サービス コーナー	通常どおり業務を実施	4 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、業種別ガイドラインの見直しや、国が収容率要件・人数上限の見直しを行った場合には、その内容に準じて対応してください。	・座席の間隔を空けます。 ・出入り口の換気の徹底	総合窓口課	06-6992-1525
市民生活部	市民総合 (特定) 健康診査	実施	5 適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントについては、府として開催自粛を要請することもあります。	①健診会場の換気を実施 ②手指消毒の設置 ③健診会場で検温を実施 ④スタッフのマスク着用等 ⑤時間差で呼び出し、会場内の人数を減らします。	保険課	06-6992-1545
健康福祉部	いきいき ネット 相談支援 センター (藤田町4-20-1)	実施	(大阪府「感染拡大防止に向けた取組み」より)	①スタッフのマスク着用 ②手指消毒 ③窓口での飛沫防止対策	守口市 社会福祉協議会	06-6992-2715
健康福祉部	市立 わかたけ園	開園		○入り口で非接触型体温計による検温を実施させていただきます。 ○手指消毒の設置	市立わかたけ園	06-6997-4748
健康福祉部	障がい者 高齢者 交流会館	休館（大阪府に緊急事態宣言が発出されている期間中）			守口市 社会福祉協議会	06-6992-2715

部	項目名	対応	感染予防対策 (市共通基本的事項)	感染予防対策 (施設独自事項)	問い合わせ先	電話番号	
健康福祉部	すべてのさんあい広場	休止（大阪府に緊急事態宣言が発出されている期間中）	<p>1 主催者の皆様は、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、または名簿作成などの追跡対策の徹底をお願いします。</p> <p>2 業界団体が作成した業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策の徹底をお願いします。</p> <p>3 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府への事前相談をお願いしています。</p> <p>※ お問い合わせ先【06-4397-3293（大阪府危機管理室災害対策課危機管理・国民保護グループ）】</p> <p>4 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、業種別ガイドラインの見直しや、国が収容率要件・人数上限の見直しを行った場合には、その内容に準じて対応してください。</p> <p>5 適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントについては、府として開催自粛を要請することもあります。</p> <p>（大阪府「感染拡大防止に向けた取組み」より）</p>		高齢介護課	06-6992-1610	
健康福祉部	生きがい支援室	休館（大阪府に緊急事態宣言が発出されている期間中）※電話相談のみ可				高齢介護課	06-6992-1610
健康福祉部	休日夜間応急診療所（内科・小児科・歯科）	実施			三密防止に努め、従事者については、防護服、フェイスシールド及び手指消毒の徹底を行い、実施します。	内科小児科 休日応急診療所 歯科 休日応急診療所	06-6998-9970 06-6998-9945
健康福祉部	市民総合（特定）健康診査	実施			①健診会場の換気を実施 ②手指消毒の設置 ③健診会場で検温を実施 ④スタッフのマスク着用等 ⑤時間差で呼び出し、会場内の人数を減らします。	健康推進課 (予約専用電話)	06-6992-2347
健康福祉部	歯科健康診査	実施			①健診会場の換気を実施 ②手指消毒の設置 ③健診会場で検温を実施 ④スタッフのマスク着用等 ⑤時間差で呼び出し、会場内の人数を減らします。	健康推進課 (予約専用電話)	06-6992-2347
健康福祉部	各種がん検診等	実施			集団検診時 ①待合等1～2m間隔をとります。 ②手指消毒の設置 ③健診会場で検温を実施 ④スタッフのマスク着用等 ⑤時間差で呼び出し、会場内の人数を減らします。	健康推進課 (予約専用電話)	06-6992-2347
健康福祉部	4か月児健康診査	令和3年3月31日までは、個別健診として実施				健康推進課	06-6992-2217
健康福祉部	1歳6か月児・2歳6か月児歯科・3歳6か月児健康診査	「守口市母子保健カレンダー」に掲載の対象日と異なるため、対象者には個別通知にて健診日を案内の上実施 ※令和2年3月から中止していました2歳児歯科健康診査は、令和2年9月から2歳6か月児歯科健康診査として実施しています。健診対象者には、個別通知をいたします。（すでに2歳児歯科健康診査を受診された方は、受診できません。）			①待合等1～2m間隔をとります。 ②手指消毒の設置 ③健診会場で検温を実施 ④スタッフのマスク着用等 ⑤時間差で呼び出し、会場内の人数を減らします。	健康推進課	06-6992-2217
健康福祉部	乳児一般健康診査 乳児後期健康診査	個別健診は実施				健康推進課	06-6992-2217

部	項目名	対応	感染予防対策 (市共通基本的事項)	感染予防対策 (施設独自事項)	問い合わせ先	電話番号	
健康福祉部	妊婦歯科健康診査	中止	<p>1 主催者の皆様は、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、または名簿作成などの追跡対策の徹底をお願いします。</p> <p>2 業界団体が作成した業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策の徹底をお願いします。</p> <p>3 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府への事前相談をお願いしています。</p> <p>※ お問い合わせ先【06-4397-3293（大阪府危機管理室災害対策課危機管理・国民保護グループ）】</p> <p>4 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、業種別ガイドラインの見直しや、国が収容率要件・人数上限の見直しを行った場合には、その内容に準じて対応してください。</p> <p>5 適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントについては、府として開催自粛を要請することもあります。</p> <p>(大阪府「感染拡大防止に向けた取組み」より)</p>		(問い合わせ先) 健康推進課 (申込先) 子育て世代包括支援センター	(問い合わせ先) 06-6992-2217 (申込先) 06-6995-7833	
健康福祉部	障がい者歯科診療所	実施		○予約時に密にならないよう人数の調整をします。	守口市歯科医師会事務局	06-6995-2888	
こども部	もりランド	休止（大阪府に緊急事態宣言が発出されている期間中） ※子育てに関する相談等につきましては、お電話等で対応させていただきます。			子育て世代包括支援センター	06-6995-7833	
こども部	児童センター	休館（大阪府に緊急事態宣言が発出されている期間中） ※子育てに関する相談等につきましては、お電話等で対応させていただきます。			児童センター	06-6902-1006	
こども部	市立認定こども園	開園			にじいろ認定こども園 外島認定こども園 あおぞら認定こども園	06-6909-1122 06-6997-0484 06-6992-1674	
こども部	私立認定こども園等	各ご利用園に直接お問い合わせください。			-	-	
こども部	わかくさ・わかすぎ園	開園			●使用後の遊具等の消毒 ●利用者に対してマスク着用依頼 ●毎朝、体温測定 ●各部屋の窓（上部）を開け換気 ●送迎バス：窓（児童の手が出ない程度）を開け走行 ●親子通園の利用調整	わかくさ・わかすぎ園	06-6996-0050
こども部	もりぐち児童クラブ	【登録児童室】 臨時閉室 (1月15日～大阪府に発出された緊急事態宣言が解除されるまでの間)				子育て支援政策課	06-6992-1647
		【入会児童室】 開室 ※できる限り、利用の自粛を要請します。		●図書の推奨、外遊びの推奨 ●おやつ提供の一時停止（当面の間）	子育て支援政策課	06-6992-1647	

部	項目名	対応	感染予防対策 (市共通基本的事項)	感染予防対策 (施設独自事項)	問い合わせ先	電話番号
都市整備部	大枝公園	開園 大阪府に緊急事態宣言が発出されている期間中、西側屋外有料施設の利用時間については、午後8時（通常は午後9時）までとします。（時間短縮に伴い予約を取り消される場合は、利用料を還付します。）また、西側屋外有料施設については、当該期間中は、すべての新規予約（利用日が当該期間以後の予約を含む。）の受付を中止します。 ただし、大型遊具については利用停止としています。		手指消毒液設置、人と人の距離や3密回避の注意喚起、マスクの着用及び体調不良の方の入場制限の呼びかけ、受付カウンターへのビニールカーテンの設置、更衣室（ロッカーの使用は6分の1に制限）での人数制限、定期的な換気等を実施	大枝公園 パークセンター	06-6991-8200
都市整備部	世木公園 つり池	休園(大阪府に緊急事態宣言が発出されている期間中)	1 主催者の皆様は、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、または名簿作成などの追跡対策の徹底をお願いします。		道路公園課	06-6992-1702
都市整備部	グラウンド ゴルフ等の 公園使用許可	休止します。(大阪府に緊急事態宣言が発出されている期間中)	2 業界団体が作成した業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策の徹底をお願いします。		道路公園課	06-6992-1702
都市整備部	市営住宅 集会所	使用できません。(大阪府に緊急事態宣言が発出されている期間中)	3 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府への事前相談をお願いします。		住宅まちづくり課	06-6992-1709
環境下水道部	路上喫煙禁止区域（守口市駅前・大日駅前）における指定喫煙所	一時閉鎖	※ お問い合わせ先【06-4397-3293（大阪府危機管理室災害対策課危機管理・国民保護グループ）】		環境対策課	06-6992-1511
教育委員会	市立学校の教育活動等について	すべての守口市立学校において、手洗いや咳エチケット、距離の確保や換気の徹底等の感染防止対策を継続しつつ、部活動の練習試合や合同練習の禁止等、感染リスクの高い教育活動の制限を強化します。	4 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、業種別ガイドラインの見直しや、国が収容率要件・人数上限の見直しを行った場合には、その内容に準じて対応してください。 5 適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントについては、府として開催自粛を要請することもあります。 (大阪府「感染拡大防止に向けた取組み」より)	【登校時において】 ・教室等のドア・窓の開放 ・「けんこうかんさつカード」の活用 ・十分な手洗いの徹底 等 【授業等について】 ・児童生徒・教職員のマスクの着用 ・教職員と児童生徒との近距離での会話や発声等への留意 ・最前列の机との距離を極力空けるなどの工夫 ・児童生徒同士が接触する活動の禁止 ・向かい合っただ話し合い活動や用具や物品の共用を避けるなどに留意 【その他】 ・特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）の1日1回以上の消毒・清掃 ・外から教室へ入る時、給食の前後、トイレの後等における十分な手洗いの徹底	学校教育課	06-6995-3151
教育委員会	学校施設等の目的外使用	大阪府に緊急事態宣言が発出されている期間中は、休止します。 なお、使用申請の受付は通常通り行います。			学校管理課	06-6995-3161